**３．　整備計画及び財政計画（収支計画）**

（１）　取組方針に基づき、「市第5期経営計画」期間内の整備計画及び財政計画（収支計画）をまとめると以下のとおりとなる。

【パターン１】汚水に係る一般会計繰入金を25億円に近づけた場合





（２）　取組方針に基づき、「市第5期経営計画」期間内の整備計画及び財政計画（収支計画）をまとめると以下のとおりとなる。

【パターン２】資本費平準化債を借入可能限度額まで発行した場合



【財政計画（収支計画）に記載している語句の説明】

■下水道使用料

下水道を使用したことに伴う使用料金。本市下水道使用料は、水道水の使用量をもとに計算し、通常は２か月に１回、水道料金とともに請求している。

■受益者負担金（分担金）

下水道の整備によって、その地域の環境が改善され、利便性・快適性が向上し、その地域の人が利益を享受できることから、土地の所有者または土地の権利者に対し、建設費の一部を負担していただくもの。

■社会資本整備総合交付金

地方公共団体等が行う社会資本（道路、河川、下水道（汚水・雨水）、公園、公営住宅等の公共諸施設の総称）の整備その他の取組について、生活環境の保全等および国土の保全と開発ならびに住生活の安定の確保および向上を図ることを目的として、国土交通省所管の個別補助金をひとつの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されたもの。

■建設事業債

本市公共下水道の建設事業費の財源を確保するための地方債。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道等）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第５条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっている。

■資本費平準化債

下水道事業は先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量も少なく、処理原価は著しく高くなる傾向にある。この負担を利用者に求めようとすると、高い使用料を設定せざるを得なくなるとともに、本来は後年度の利用者が負担すべき部分も負担することとなり、世代間の公平に反することになる。そこで、利用者の負担を軽減し、かつ、世代間の負担の公平をはかるため、企業債の償還財源として資本費平準化債を発行し、資本費負担の一部を後年度に繰り延べることができるとされているもの。

■一般会計繰入金　基準内繰入金　基準外繰入金

本市、一般会計から下水道事業特別会計への繰入金であり、本市では、国からの通知「地方公営企業繰出金について」に基づく基準内繰入金と、当該通知に基づかない基準外繰入金がある。

■維持管理費

主なものは、汚水管きょの維持管理費用、雨水管きょの維持管理費用及び人件費及び流域維持管理負担金であり、流域下水道維持管理負担金は、流域下水道の運転費用であり、その金額は、本市からの排水量に応じて変動することとなっている。

■流域建設負担金

滋賀県流域下水道事業特別会計条例第２条にもとづく、滋賀県流域下水道の建設事業費に対する本市負担金。

■公債費

過去に起債した市債の元金償還額及び利息の支払額の合計。

**４．　資料**

資料：「市第4期経営計画」の実績（整備計画及び財政計画）